

令和4年第6回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和4年9月16日 午後2時00分
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	5番	矢ヶ崎紀男
6番	津谷彰	7番	池田睦雄
8番	樋口博美	9番	舟橋秀仁
10番	小澤睦美	11番	小林テル子
12番	古村幹夫	13番	向山光
14番	岩田清		

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、
6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11.
災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費
議案第2号 令和3年度辰野町上水道事業会計決算
議案第18号 令和3年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
議案第3号 令和3年度辰野町下水道事業会計決算
議案第8号 令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
日程第2 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費
議案第4号 令和3年度辰野町国民健康保険特別会計決算
議案第5号 令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
議案第6号 令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
議案第7号 令和3年度町立辰野病院事業会計決算
議案第9号 令和3年度辰野町介護保険特別会計決算
日程第3 議案第11号 令和4年度辰野町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第 4 議案第 13 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 請願・陳情等についての委員長報告
- 日程第 6 追加提出議案の審議について
議案第 19 号 令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋
補修工事請負契約について
- 日程第 7 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 8 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
住民税務課長	菅 沼 由 紀	保健福祉課長	竹 村 智 博
産業振興課長	赤 羽 裕 治	事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	上 島 淑 恵
こども課長	小 澤 靖 一	生涯学習課長	福 島 永
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 小 澤 睦 美
議席 第 11 番 小 林 テル子

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、令和 4 年第 6 回定例会第 18 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、

4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第 2 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計決算、議案第 18 号、令和 3 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 3 号、令和 3 年度辰野町下水道事業会計決算、議案第 8 号、令和 3 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、以上 5 件を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。それでは令和 3 年度決算審査委員長報告をいたします。本定例会初日、議案第 1 号から議案第 18 号の中で、当委員会に付託されました議案について審査結果を報告します。9 月 8 日午前 9 時から全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和 3 年度辰野町一般会計決算の内、歳入全部について説明を受け質疑・討論を行いました。また、同日午前 10 時 40 分及び 9 月 9 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し担当職員の出席のもとに慎重に審査を行いました。さらに 9 月 12 日午前 9 時から 4 箇所の現場視察を実施しました。以下その概要を報告します。議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計決算の審査結果。歳入の質疑は、9 月 8 日の合同委員会にて実施したため省略します。また当委員会で歳入に関しての質疑に特記すべきものはありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全般について当委員会では特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。歳出について総務費は総務課関連では、大雨災害対策として各防災設備・消耗品の保守点検と荒神山に防災倉庫の整備や 14 地区へ自主防災組織資機材の整備補助、上島区へ宝くじ助成事業の活用で防災備品を整備したこと、庁舎エレベーター設置工事の基本設計 3 案を作成したこと、また新たな安協体制と消防団員改革の取り組みを始めたとの説明を受けました。質疑では、「防災行政無線の情報が聞き取れないエリアがあるが、どのように受け止めているか」に対して「スピーカーの直下では大音量の放送をやめてほしい等の話がある。新しいスピーカーの研究やメール等の複合的な情報発信方法を他自治体の情報も集め研究していく」「庁舎エレベーター設置費用の資金繰りは」に対して「数年の積み立てで準備する予定」との答弁でした。まちづくり政策課関連では、コロナ感染症拡大により利用者減少のためパークホテルの経営が

悪化し、また施設老朽化による修繕費が増加している。パークホテル指定管理期間は令和4年度が最終年度となり次期募集を始めました。移住定住施策で空き家バンク改修費等を支援しています。コロナ感染症対策として地方創生臨時交付金を活用し、商工会を通じガンバル町内商店応援事業や地区公民館トイレ・エアコンを設置しました。また町民のストレス度とこころの落ち込みを簡単な質問でメンタルチェックできる「こころの体温計」をホームページで活用していますとの説明を受けました。質疑では、「パークホテルの指定管理者の問い合わせは」に対して「問い合わせは数社あります」「空き家を改修するにはどのようにすればよいか」に対して「改修は空き家バンク登録が前提のため、まずは空き家バンク登録が必要です」との答弁でした。住民税務課関連では、町税と住民基本台帳の管理業務の中で、マイナンバーカード交付促進を行いマイナポイント付与手続きも含めて窓口でサポートしています。交付率は50.1%、県内4位との説明を受けました。質疑では、「証明書のコンビニ交付状況は」に対して「コンビニ交付率は年々伸びています」「2万ポイント付与のマイナンバーカード作成タブレットの操作は高齢者には難しい」に対して「職員が手伝うが2台の端末しかなく、利用カード先によっては登録時間がかかるので改善したい」との答弁でした。農林水産業費は、町単土地改良事業で、宮木南町地区など3地区の水路改修工事を行いました。コロナ感染症拡大の影響で施設利用者が減少したため、ふるさと農村公園指定管理料は増額となりました。また、かやぶきの館はろ過機ポンプ等老朽化による修繕費が増えてきています。しだれ栗森林公園は県外利用者が拡大基調で今月の3連休も概ね満杯となっています。松枯損木の被害調査、処理を行っており松くい虫被害が町内2箇所を確認されました。新規の狩猟免許取得者2名へ助成しましたが、捕獲鳥獣の処理などを求められるため、免許取得をためらう人が多いとの説明を受けました。質疑では、「かやぶきの館は老朽化による修繕費と指定管理料がかなりかかっている。今後はどのように考えているのか」に対して「指定管理はまだ1年残っておりコロナ禍ではあるが検討課題と思っており、今後の在り方について広く意見を聞いていきたい」との答弁でした。商工費は、地方創生臨時交付金事業でガンバル町内商店応援として、ほたるマイカードのポイント3倍キャンペーンを行いました。ガンバル飲食店応援の補助は66件でした。プレミアム率30%の辰野町プレミアム付商品券事業を実施しました。関係人口・共創人口創出のため商業地域空き店舗を改修しカフェ等4軒が開業しました。経産省の地域商業機能複合化推進事業で全国で全国モデ

ル事業に採択され、4軒の空き店舗に音楽・アート・ダンスなどのテナント事業を連携させ、利用者を回遊させ長時間滞在させるモデルを実施中です。また内閣府の地方創出テレワーク事業のサテライトオフィス開設支援に採択され、民間所有施設をシェアオフィスとして活用し3社の移転がありました。辰野町求人・インターンシップ情報サイトとたつのWOPKTRIPとして、Air B&B Japanとの包括連携協定事業を展開しましたとの説明を受けました。質疑では、「サイクリングロードは諏訪湖一周があり、辰野の競争力はあるのか」に対して「辰野独自の風景を活かしたものができるのではと考えている」とのと答弁でした。土木費は、主なものは道路維持事業の除雪委託、町単道路の陥没など緊急的な道路補修、道路新設改良事業と道路舗装事業は各区からの要望路線について対応しています。国の交付金事業は上島地区・宮木下町地区の2路線工事です。道路メンテナンス事業は橋梁修繕に係わるもので、橋梁定期点検66橋ですと説明を受けました。質疑では、「各区の要望に対してどの程度が実施できているのか」に対して「区要望3億円、工事实施は3千万円で約1割の実施です。町単予算に限りがある中、できるだけ各区公平になるよう優先度を付けて実施しています」との答弁でした。議会費、衛生費の内水道費、消防費、災害復旧費、公債費と予備費は質疑は特にありませんでした。以上、一般会計決算の歳出について特に異議はなく、採決した結果、全員一致で認定すべきものと決しました。続きまして、議案第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計決算の審査結果。主なものは管渠工事で上辰野地区導水管布設工事ほか3件と、老朽施設の更新工事として中央監視システム更新工事ほか5件を行いました。また水道料金システムと連携するスマートフォン検針システムを導入し、検針業務効率化を図るなど経費節減に努めました。経営指標の経営収支比率と料金回収比率は、上水道事業と簡易水道事業ともに健全経営の水準100%を上回っています。一方、減価償却の状況は上水道事業と簡易水道事業ともに増加傾向にあり、更新需要が高まる中老朽化対策の在り方を検討していく必要があります。また井出の清水の大型設備更新もあり、令和8年度には収支が赤字となる見込みのため、審議会で進め方等を検討していきますとの説明を受けました。質疑は特にありませんでした。意見として電気料も上がり配水管の老朽化もあり、経営改善に向けて審議会でしっかり検討するように要望が出されました。採決の結果、特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計決算の審査結果。主なものは建設改良事業として農業集落排水処理施設の接続工事を行

い、また下水道ストックマネジメント計画に基づいた公共下水道区域の管路施設点検・調査を行いました。経営の健全化を示す経営収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。一方、経費回収率は100%を割り、下水処理にかかる費用を下水道使用料以外の収入で補っています。今後経営戦略の見直し等を行い料金水準の妥当性について検討し、人口減少社会を見据えた健全経営の維持を目指しますとの説明を受けました。質疑は特にありませんでした。採決の結果特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算の審査結果。個人加入率32.9%のシステムは運用開始から10年が経過し、システム切り替えにスマートフォン等最新の通信インフラに適応したシステムを検討する時期に来ましたとの説明を受けました。質疑は特にありませんでした。意見として、数億円を投入し期待された告知システムだったが、広く普及できなかったことは先読みが足りなかったと反省すべきと思う。今後のスマホ含めた社会的なインフラ整備の進展を見て、有効なシステム導入を研究するように要望しました。採決の結果特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第18号、令和3年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の審査結果。議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計決算を受け、その未処分利益剰余金7,405万8,545円を減災積立金に積み立てるとの説明を受けました。質疑は特にありませんでした。採決の結果特に異議はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会に付託された令和3年度決算審査に関する5議案の審査結果は、以上のとおりです。また、現場視察は特に問題はございませんでした。全議員の賛同をいただけますようお願い申し上げます。なお本委員会審査において要望事項3件が出されたので、町長要望として提出いたしました。1. 収束が見えないコロナ感染症拡大の中、町内商工業者に対して経営再建の更なる支援を要望する。2. かやぶきの館の今後について、ポストコロナをふまえ指定管理にこだわらず、未来の姿を指定管理の終了を待たずに早期に研究することを要望する。3. 庁舎内の垂直移動が階段のみであり、バリアフリーの観点から庁舎内エレベーターの設置に向けて、今年度中の実施計画策定を要望する。以上であります。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま委員長報告の中に委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

はい。ただいま総務産業常任委員会より要望事項がございましたので、お答えさせていただきます。はじめに、町内商工業者に対する経営再建支援についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症が拡大して以降、町内の商工業者の皆さんへ状況に応じて様々な支援制度を実施してまいりました。現在、産業振興課内に新型コロナウイルスに関する商工業相談窓口を常設し、企業相談員による相談対応を行い、さらに町商工会や金融機関とも情報を共有しながら経営支援に努めています。資源価格・物価高騰による悪影響も加わり、商工業者にとって未だ予断を許さない状況が続いています。10月1日からは、町内商工業者の事業継続を支え、住民の生活支援や経済回復を目的とした「町プレミアム付商品券事業」と「ほたるマイカードポイント3倍キャンペーン」を4箇月に渡り実施していくほか、経営支援のための有利な融資制度等を金融機関と継続実施していきます。今後も、新型コロナウイルスの感染状況や経済動向、国、県や各自治体の動向等に注視しながら、町内商工業者の皆さんに寄り添った支援を行ってまいります。2点目のかやぶきの館の今後についてお答えいたします。かやぶきの館とその周辺施設を含めた「信州たつのふる里農村公園」全体の管理運営を指定管理者に委ね、令和5年度末で期間が満了します。かやぶきの館については、食と健康をテーマに、地域農産物の調理・加工と提供、地域の諸資源を活かした交流・滞在等の複合施設・食の健康拠点施設として、国の農村資源活用農業構造改善事業により整備したもので、兼ねて住民福祉の増進を目的としています。現在の指定管理者については、農業振興と地域の活性化を図ることを目的とした「ふるさとグリーンビレッジ構想」の原点に立ち返り、新たな付加価値の創出や商品開発などに精力的に取り組まれておりますが、コロナ禍の影響により大変厳しい経営状況にあり、町としても災害に相当する緊急事態として、指定管理料等を追加し事業継続に努めてきました。今後もウクライナ情勢がもたらす物価高騰などの影響も懸念されるなか、さらに厳しい状況も予想されるところでありますので、担当課を中心に役場内に専門部会を組織して早期に研究に着手してまいります。最後に庁舎内エレベーターの設置についてであります。役場本庁舎については、現在、公共施設等総合管理計画の個別計画策定の

ための調査を進めているところでありますが、建築から 50 年近くが経過して老朽化が顕著な中で、随所に雨漏りや亀裂などの不具合箇所が発見されています。来庁者の利便性向上のため、早期にエレベーターの設置を実現したいところではございますが、このような状況にありますので、まずは庁舎全体の状態を把握したところで、優先順位をつけて計画的に改修・整備を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議 長

日程第 2、議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費、議案第 4 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第 5 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第 6 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第 7 号、令和 3 年度町立辰野病院事業会計決算、議案第 9 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計決算、以上 6 件を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を受けます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

それでは、福祉教育常任委員会の委員長報告を始めます。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第 1 号、4 号、5 号、6 号、7 号及び 9 号の審査状況を報告いたします。9 月 8 日午前 10 時 35 分及び 9 日午前 9 時から、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、教育長、担当課職員出席のもと、慎重に審査を行いました。また、12 日午前 9 時から 3 箇所について現場審査を実施しました。以下、その概要を報告いたします。民生費については、社会福祉総務費「福祉タクシー利用扶助と、灯油購入費助成金の利用対象人数は」との質問に対し「福祉タクシーは 500 円券 48 枚を 290 名に発行、灯油購入券は 689 世帯」との答弁でした。社会福祉費「障がい者自立支援給付費事業の対象者数は」との質問に対し「延べ 3,302 名、様々な障がいの程度や、受けているサービスによって違いはある。居宅介護や行動支援、生活介護、補装具、車いす利用などが対象となる」との答弁でした。被災者生活再建支援金支給事務「被災者生活再建支援金の内訳と金額の根拠は」との質問に対し「半壊と準半壊の 2 件、半壊は 25 万円、準半壊は 18 万 5,000 円から 18 万 7,000 円、県が 2 分の 1 を補助する」との答弁でした。続いて衛生費については、聖地管理費「合葬式墓地が新設されたが推移は」との質問に対し「令和 3 年度は個別埋葬は 40 件、共同埋葬は 23 件の申し込みがあり、860 万円の収入があった。また、問い合わせも多数あ

る。生前の申し込みもあり順調に推移している」との答弁でした。また「霊園で課題となっているのは、上の段であり高齢化とともに利用されなくなったり返却したいなどの声もあると思うが、上の段に行くためのアクセスルートを作るなど、早めに次の手を考えるなどの検討は」との質問に対し「柵が欲しいなどの声がある、課の中でも相談する。平成27年に基金を使って造成した経緯などの記録を確認しながら進める」との答弁でした。清掃費の塵芥処理費であります「役場駐車場のリサイクルセンターについて、現在の1箇所ではすぐにいっぱいになってしまう、町としてもう1箇所新たに設置するなどの対策の検討はしてきたのか」との質問に対し「業者にもう少しこまめに回収してもらうように連絡をしている」との答弁でした。ゴミ等、風による田んぼや道への飛散防止のため、網をちゃんとした高さでしっかりとしたものにしてほしいとの意見が出されました。続いて教育費では、学校への訪問看護委託料は「どのような病気に対して対応するのか」との質問に対し「導尿や胃ろうによる経管栄養を必要とする子ども、酸素吸入が必要な子どもなど医療ケアが必要な子どもが出てくるとも想定している」教育振興費の「要・準要保護児童就学援助費は」との質問に対し「要保護は生活保護を受けている世帯であり、準要保護とは生活保護を受ける対象ではないが、家庭の所得状況からみて生活保護に準ずるなどの経済状況によって発生するもの」との答弁がありました。「準要保護の対象世帯の所得基準を広げたと思うが、令和3年度はどうなのか、基準となる所得の計算方法は」との質問に対し「町独自ではなく国より示された基準があり、それに対する係数を段階的に上げてきているもので、令和3年度は生活保護所得の1.2倍、令和4年度は1.3倍で上限いっぱいになっている。近隣の状況もほぼ1.3倍であるためそこに向けて段階的に上げたもの」との答弁でした。また「127名の準要保護児童だが、今後増えていくのか」との質問に対し「全児童の14%ぐらいが対象で推移に変わりはない」との答弁でした。学校管理費では「修繕料の辰野中学校4棟の転落防止柵の内容は」との質問に対し「4棟最上階への階段の手すりが中学生の腰高ぐらいで危険なため、学校側から相談により後付けの柵を設置した」との答弁でした。社会教育費では、美術館管理費で「今後の維持管理で大きな課題は」との質問に対し「美術品を収納する場所の確保が課題」との答弁でした。図書館費では「図書館システムは上伊那でシステム自体を共有し、その端末を利用しているのか」との質問に対し「一つの業者で同じシステムを入れているが、上伊那広域での連携はしていない」との答弁でした。「学校の図書館システムと

は連携しているのか」との質問に対し「今は連携していないが、公共図書館のシステムと学校図書館のシステムと同じ業者のものなので、今後は連携できるものかもしれない」との答弁でした。「システムや建物の両方を含め、今後の改修、改善をしなければならないものは」との質問に対し「窓の未改修部分や、館内の照明のLDE化、空調設備またバリアフリー図書館のため館内にエレベーターを設置が必要」等の答弁がありました。「耐震対策の状況は」との質問に対し「本棚は全て耐震対策済み、建物全体では町の長寿命化計画に織り込み方針に沿ってゆく」との答弁でした。採決の結果、一般会計の歳出のうち当委員会に付託された部分について、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。続いて、議案第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計決算について報告いたします。新型コロナウイルス感染症対策として国保税の減免を行ったほか、傷病手当金や町独自の施策として事業主傷病見舞金制度を創設しました。被保険者数は年間平均3,999人、加入率は27.1%となりました。また、歳入歳出差引127万9,000円を翌年度に繰り越しました。質疑では「滞納者に期間を区切った保険証を交付したり、場合によっては交付しないなどの対応が決められていると思うが、辰野町の対応状況は」との質問に対し「交付しないことはない、有効期限が短い短期証を交付している。納められる範囲の中で将来的な計画を打ち合わせて、分納していただくように努力をしている。ただし子どもに関しては有効期限を半年としたものを交付している」との答弁でした。滞納者には生活が立ち行かない場合に、生活保護がありこれは国民のセーフティネットとしての権利であることは、職員全員が意識として持ってほしいとの意見が出ました。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。次に議案第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算について報告いたします。受診者は前年比21人減の343人で第1診療所では33人の減、川島診療所では12人の増となりました。歳入歳出差し引き37万7,000円を翌年度に繰り越しました。特筆すべき質問はなく採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。次に、議案第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算について報告します。被保険者は4,031人で前年度比24人の増、歳入において収納率は現年度分99.9%、滞納繰越分25.8%となりました。歳入歳出差し引き112万4,000円を翌年度に繰り越しました。特筆すべき質問はなく採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。次に、議案第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計決算について報告

します。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが年度当初も続いておりましたが、4月から始まりましたワクチン接種の効果もあり、患者数は持ち直してきました。加算の見直しや職員の意識向上などの改革効果もあり、収益的収入合計は23億164万円となり、対して収益的支出合計は22億4,938万5,000円となり、収支差引で5,225万5,000円の黒字決算となりました。一般会計からの繰入金は4億5,000万円で前年度より1,700万円の減額となりました。また令和3年度9月から新規事業として、辰野町居宅介護支援事業所が開設されました。これにより在宅から病院、病院から在宅へと医療と介護の連携が強化され、地域包括ケアシステムの構築への前進となりました。主な質疑のなかで、居宅介護支援事業所の黒字についての質問に対し「令和3年度は黒字ではあるが、他の介護施設との連携が取れないので単体での黒字化は難しい。一方、在宅に関する訪問サービスや訪問介護などと連携により相乗効果を上げ増収を目指していく」との説明がありました。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。最後に、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計決算について報告します。介護保険サービスは在宅及び施設サービス合わせて27,566件の利用がありました。また、介護予防・日常生活支援事業を中心に、地域支援総合事業を継続実施しました。歳入歳出差し引き7,567万2,000円を翌年度に繰り越しました。特筆すべき質問はなく、採決の結果特に異議はなく、全員一致により認定すべきものと決しました。以上、今定例会に付託された全議案について慎重に審査し、また3箇所現場審査の結果、委員全員一致で全議案を認定すべきものと決しました。なお、今回の常任委員会決算審査におきまして、町長への要望事項について協議をしました。当委員会ではこれまで要望してきました地域包括ケアシステムの更なる構築・深化に向けて、地域ケア推進会議、また専門部会の開催など取り組みが前進していること、また高齢者や移動・外出弱者の手助けとなることが期待をされている、デマンド型タクシーの試験運用は10月の3日から始まります。これらの事業の今後の進捗を注視することとし、町長要望は行わず当委員会としても調査・研究を重ねてまいります。以上、福祉教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

ここで委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に委員長報告の行われました日程第1、議案第1号から議案第18号、日程第2、議案第1号から議案第9号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、令和3年度辰野町一般会計決算について採決をいたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計決算、議案第18号、令和3年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計決算、以上3議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第18号までの3議案については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。次に議案第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計決算、議案第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計決算、以上6議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの6議案については、

委員長報告のとおり認定されました。日程第3、議案第11号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

○山 寺（3番）

13ページの看板商品創出事業ですが、その委託料4件612万はどこに委託するのでしょうか。委託先をお願いいたします。教えてください。

○まちづくり政策課長

山寺議員の質問にお答えさせていただきます。委託のこの四つの委託料につきましては、この事業を共催しておりますフードアーキテクトラボ社、それからJTBパブリッシング社にそれぞれに委託をするものでございます。以上であります。

○まちづくり政策課長

事業者名でありますけれども、この看板商品のですね事業を共催をしております、株式会社フードアーキテクトラボ社、それからJTBパブリッシング社の二社にそれぞれ委託するものであります。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第11号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。日程第4、議案第13号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第13号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の

とおりに決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。日程第 5、請願・陳情等についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 8 号、森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。陳情審査委員長報告。本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 8 号 1 件の審査結果を報告いたします。9 月 8 日午後 4 時から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情、森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を。提出者は矢澤親男氏、趣旨は学校法人森友学園にまつわる公文書改ざん問題は、民主主義の根幹を揺るがす大事な件です。その真相の究明と責任追及を本年 1 月 28 日付けで辰野町議会に陳情し、3 月当議会が不採択とした決議に納得できません。主な理由は、司法の判断は一部残っており、国会での真相究明は終わっていない、国会は行政監視の責務として関係者全員を国会に呼び、国民の前で真相を正すべきとして、森友公文書改ざん問題を国会で真相究明するよう、辰野町議会として意見書を提出することを陳情するものです。審査における主な意見として、1. 非常に許しがたい事件ではあるが、国が認諾しすでに結審している。これ以降は司法の場で進められるので意見書提出には反対。2. すでに国が認諾している以上、町議会レベルで話すことはなくなったため意見書提出には反対。3. すでに訴訟の口頭弁論は結審し、11 月 25 日に司法判決が下されるため、司法の場に委ねるべきで意見書の提出は反対等の意見が出されました。採決した結果、賛成なしで不採択すべきものと決しました。以上、陳情 1 件に対する委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第 8 号、森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。向山議員、はじめに委員長報告に対する反対者の発言ということでよろしいですね。はい、許可します。

○向山（13番）

私は、陳情第8号、森友公文書改ざん問題、国会での真相究明をという陳情に対して不採択とする委員長報告に反対し、採択するべきであるとの立場で討論いたします。安倍晋三氏が凶弾に倒れた事件は大きな衝撃を与えました。人命を奪う蛮行はいかなる理由をつけようとも、許されるものではありません。安倍氏の無念を思うとご冥福を心からお祈りするばかりであります。一方で、岸田内閣は法的根拠がないまま、安倍氏の葬儀を国葬として行うと閣議決定をしました。岸田首相は丁寧な説明をして国民の理解を得ると繰り返し述べましたが、国民の理解が深まらないため先日ようやくにして国会において閉会中審査を行いました。閉会中審査に首相が出席することは異例なことのようにありますが、自ら答弁に立ちながら議員に対してそして国民に対して、納得のいく答弁になっていなかったと言わざるをえません。国葬まであと11日と迫っている中で、最新の世論調査、時事通信の昨日の配信では、国葬反対が51.9%、賛成は25.3%にとどまっているというのが現実です。国葬を行う理由として政府は、安倍氏が憲政史上最長の首相在任であったこと、その政権において多くの成果を上げたこと、外国から多くの弔意が表され弔問に訪れること等をあげています。長いというだけで他の首相経験者と特別扱いする理由はなく、また葬儀のための短期滞在の中では、いわゆる弔問外交など成果をできるものではなく、外国トップの来日も限られているようであります。そして安倍政権のあげた成果については、アベノミクスの顛末、今日の円安を招き賃金は上がらず、国力の低下は目を覆うばかりという状況が物語っています。事件直後は「民主主義を守れ」というスローガンが、国葬を実施する一つの根拠となっていました。犯行の動機が政治的な主張に基づくものではなかったことが明らかになりました。むしろ立憲政治に反するかのような政権運営を行ってきた安倍氏に対して、国家として葬儀を行うことについて違和感を覚えるのは私だけではないと思います。そして国民が国葬に対して賛成できない何よりの理由は、安倍氏にまつわるいわゆる「モリ・カケ・サクラ」の疑惑が解明されていないからであります。森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、安倍内閣の関係者が2017年から18年に行った国会答弁において、事実と異なる答弁が計139回あ

ったことが衆議院の調査局の調べで明らかにされています。似たような数字があります。これも衆議院調査局の調べになりますが、「桜を見る会」前夜祭をめぐる問題で、安倍氏自らが2019年11月から20年3月の間、国会で計118回の虚偽答弁をしていたことが明らかにされています。これらはいずれも国権の最高機関である国会を舞台にして行われたものであり、国民が国会で嘘を証言すれば偽証罪に問われるのに、憲法を尊重し擁護する義務を負う首相をはじめとする公務員が行った嘘が、まかり通ることなどあってはならないことです。その積み重ねが今日の政治不信につながり、国葬への反対にもつながる大きな要因であると考えます。モリ・カケ・サクラの疑惑の中でも、森友学園問題は一国の総理が進退をかけるとした答弁が虚偽であったこと、そのことによっていわゆる付度が行われて公文書が改ざんされたこと、それに携わった公務員が自死をしたということ、これらにおいて他の2件と比べても大きく異なっています。その自死をめぐる遺族から損害賠償請求の訴えが起こり、結果として国が認諾することによってこの訴訟は終結しました。損害賠償請求を起こした遺族の思いは、真相究明を願ってのことであったと伝えられています。ここで確認しておかなければならないことは、認諾によって国は損害賠償を認めても、そこに至る真相、陳情者が求めている国有地の大幅値引き、安倍元首相の関与、改ざん指示等は何ら明らかにされていないということでもあります。国会で繰り返された虚偽答弁に対して、その真相究明は司法の場だけでなく、むしろ国権の最高機関である国会自らが行うべきであり、それは国民の代表として信託を得た国会議員の責務であると言えます。真相究明を求める国民の声を真摯に受け止め、町の議会で議論をしろということではありません。その声を国会に届けることは地方自治体の議会の果たすべき役割であると考えます。よって、この陳情を採択し、意見書を関係機関へ提出すべきであると申し上げて私の討論を終わります。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○古村（12番）

陳情不採択とした委員長報告を支持する立場から意見を申し上げます。この陳情に関しては、先ほど委員長報告にもございましたとおり、辰野町議会3月定例会において不採択となったことに対し、再度陳情書が提出されたものであります。陳情書提出者は、辰野町議会3月定例会における決定において「国会での真相究明は終わってい

る」としたことに納得できないとも記されていますが、会議録等を見返しても本議会においてそのような発言はなかったのではないかなど記憶しております。さて、学校法人森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題に関しては、自死した同省近畿財務局元職員の奥様が国に損害賠償を求めた訴訟において、国側は認諾という形で賠償責任を認めました。また鈴木財務大臣は昨年12月15日の記者会見において、認諾に至った経緯を説明したうえで、元職員ご遺族に対する謝罪の言葉を述べています。私は、この公文書の改ざんという問題は、単に森友問題として考えるのではなく、今後行政文書全体の在り方を見つめなおす機会として捉える必要があると考えております。一方、この陳情をめぐる3月定例会における委員会審査において「国の組織的な犯罪なので意見書提出には賛成である」という意見もありましたが、「国が認諾しすでに結審している。これ以降は司法の場で進められるので意見書提出には反対」「すでに結審し国が認諾している以上、辰野町レベルで話すことではなくなったので意見書提出には反対である」等の意見が多くを占め、本会議採決において原案は不採択となりました。この問題をめぐる訴訟については、当時の理財局長に対し元職員の奥様が損害賠償を求める訴訟が11月に判決が下される予定であることや、学園理事長夫妻の裁判が継続中であることをふまえ、引き続き判断は司法に委ねるべきと考えます。また今年3月以降、原案を不採択とした本議会の採決を翻す新たな材料は見つかっておりません。このことから、私は本陳情は不採択とすべきであると考えています。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第8号、森友公文書改ざん問題、国会で真相究明をの陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、原案について起立により採決を行います。原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方ご起立願います。

(起立 2名)

○議長

起立少数です。よって陳情第8号は、不採択とすることに決しました。日程第6、

追加提出議案の審議について、議案第 19 号、令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 19 号、令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては令和 4 年 9 月 1 日、一般競争入札に付した結果落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事、契約の方法は一般競争入札、契約の金額は 7,898 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字小野 1249 番地 1、小野工業株式会社でございます。なお一般競争入札の応札者は 1 社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事の内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事の内容を説明申し上げます。中の橋は橋長 15.1 メートル、幅員 6.2 メートルの橋梁で、昭和 6 年に供用開始してから現在まで約 90 年以上利用されてる橋梁でございます。橋梁点検を行ったところ 3 判定となりまして、早期の措置が必要という判断になりました。辰野町では橋梁長寿命化修繕計画を策定し、今回中の橋の補修工事を行います。具体的な数字としてお示しできる内容ですが、施工延長 14.8 メートルの橋梁の床版部分に空洞やクラック部分がございます。そこにエポキシ樹脂を充填する工事というものになります。この樹脂を充填するにあたりまして、仮設工事としまして河川内に仮設の足場 220 平米を組み立てて、実施施工するのが主な内容でございます。工事内容は以上のとおりです。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第 19 号、令和 3 年度（繰越）国庫補

助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 8、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣をすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

8 月 30 日に開会いたしました第 6 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、令和 3 年度会計決算等に追加を含む 19 議案全てについて、原案どおり認定、可決、同意いただき感謝申し上げます。一般質問では、産業振興、環境問題、道路、防災、子育て支援、学校・教育関連等幅広い分野で質問をいただきました。中でも、川島小学校の統廃合、子育て・教育関係の質問に関して複数の議員からいただき、町や教育委員会の考え・思いを改めてお伝えできたと思います。少し前に遡りますが、明治・大正の土木技術者で実業家の渡邊嘉一氏を顕彰する記念碑が、子孫にあたる東京工業大学名誉教授の宇治橋貞幸氏により建立され 8 月 26 日に町へ寄贈されました。日本土

木史の父と称される渡邊嘉一氏は、世界文化遺産に登録されているイギリス・スコットランドのフォース鉄道橋建設に関わった功績から、スコットランド紙幣にその姿が描かれた方です。こうした国内外で活躍する優秀な人材を当町から数多く輩出し、現在も飯島勲内閣官房参与をはじめ第一線で活躍されている方がおられることは、町民の一人として大変誇りに感じるところであります。たつのふるさとパートナーをはじめとする若い皆さんも各分野で活躍されており、11日の朝刊にも、首都圏で知的財産管理技能士として活躍する、町出身の小沢美幸さんの記事が紹介されていました。今後、少子化が避けられない辰野町ではありますが、教育委員会とともに子育て・教育環境の充実を図り、豊かな感性と知性、郷土を愛する心を兼ね備えた将来の町や、各分野の牽引役を担う人材の育成に引き続き取り組んでまいりますので、議員各位のご協力ご支援をお願いいたします。令和4年度ももうすぐ折り返しを迎えますが、次回12月定例会の頃には、3年にわたるコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻がそれぞれ収束に目途がつき、新たな希望が見出せていることを切に願いつつ、職員と一丸になって各事業を推進してまいります。引き続き、議員各位、町民の皆様のご支援をお願いし、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、8月30日に開会いたしました令和4年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。18日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

9月16日 午後 3時 11分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 中谷智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 10 番

署名議員 11 番